

8章 「高年齢者雇用安定法」改正への対応

令和2年に改正された高年齢者雇用安定法（以下、「令和2年改正法」と記述する）について知っているかどうかをみたのが、図表Ⅱ-8-1である。回答企業全体をみると、「ある程度、知っている」が最も多い（70.3%）。「詳しく知っている」と「ある程度、知っている」の合計は、92.1%である。

業種別に「詳しく知っている」の割合をみると、全体と比べて「情報通信業」（29.6%）と「金融業、保険業」（37.2%）、「不動産業、物品賃貸業」（28.6%）、「学術研究、専門・技術サービス業」（27.1%）で高くなっている。正社員数別には、企業規模が小さいと「詳しく知っている」割合は低く、企業規模が大きくなると該当割合は高くなる（「100人以下」：14.7%→「1001人以上」：43.7%）。

図表Ⅱ-8-1 令和2年改正法の認知状況

（上段：件数，下段：%）【問54】

	調査数	て詳しく知っている	知ある程度、知っている	あまり、知らない	全く、知らない	無回答	詳しく知っている+ある程度知っている%	
全体	3105	676	2183	160	59	27	92.1	
	100.0	21.8	70.3	5.2	1.9	0.9		
業種	建設業	235	60	158	10	3	4	92.7
		100.0	25.5	67.2	4.3	1.3	1.7	
	製造業	948	199	685	46	16	2	93.3
		100.0	21.0	72.3	4.9	1.7	0.2	
	情報通信業	152	45	99	3	3	2	94.7
		100.0	29.6	65.1	2.0	2.0	1.3	
	運輸業、郵便業	392	68	287	24	12	1	90.5
		100.0	17.3	73.2	6.1	3.1	0.3	
	卸売業、小売業	592	133	419	26	9	5	93.3
		100.0	22.5	70.8	4.4	1.5	0.8	
	金融業、保険業	43	16	26	1	-	-	97.7
		100.0	37.2	60.5	2.3	-	-	
	不動産業、物品賃貸業	56	16	37	2	1	-	94.7
	100.0	28.6	66.1	3.6	1.8	-		
学術研究、専門・技術サービス業	70	19	48	2	-	1	95.7	
	100.0	27.1	68.6	2.9	-	1.4		
宿泊業、飲食サービス業	76	13	54	6	3	-	88.2	
	100.0	17.1	71.1	7.9	3.9	-		
生活関連サービス、娯楽業	55	8	37	7	2	1	81.8	
	100.0	14.5	67.3	12.7	3.6	1.8		
その他サービス業	374	86	253	21	5	9	90.6	
	100.0	23.0	67.6	5.6	1.3	2.4		
正社員数	100人以下	204	30	140	21	8	5	83.3
		100.0	14.7	68.6	10.3	3.9	2.5	
	101～300人	1861	335	1364	107	43	12	91.3
		100.0	18.0	73.3	5.7	2.3	0.6	
	301～500人	525	133	367	18	4	3	95.2
	100.0	25.3	69.9	3.4	0.8	0.6		
501～1000人	317	93	204	11	4	5	93.7	
	100.0	29.3	64.4	3.5	1.3	1.6		
1001人以上	183	80	98	3	-	2	97.3	
	100.0	43.7	53.6	1.6	-	1.1		

令和2年改正法について、知っている（「全く、知らない」を除く）企業のうち、その情報を得た方法をみたのが、図表Ⅱ－8－2である。回答企業全体をみると、「労働局・ハローワーク」が最も多い（37.1%）。次いで、「厚生労働省」（30.4%）の順となっている。労働行政（「厚生労働省」と「労働局・ハローワーク」の合計）からの情報取得が67.5%を占める。

業種別に労働行政（「厚生労働省」と「労働局・ハローワーク」の合計）から情報取得した割合をみると、全体と比べて「その他サービス業」（73.1%）で高くなっている。正社員数別には、労働行政の割合に差はない。ただし、企業規模が小さいと「厚生労働省」からの情報取得割合は低く、企業規模が大きくなると該当割合は高くなる（「100人以下」：25.7%→「1001人以上」：51.4%）。一方、企業規模が大きいと「労働局・ハローワーク」の割合は低く、小さくなると該当割合は高くなる（「1001人以上」：14.9%→「100人以下」：42.9%）。

図表Ⅱ－8－2 令和2年改正法の情報の取得ルート

（上段：件数，下段：%）【問54_1】

	調査数	厚生労働省	労働局・ハローワーク	上記以外の行政機関	団体	所属する業界	外部の経営コンサルタント	自社の社長・役員・社員	新聞・TV等による報道	経営・人事関連の専門誌・刊行物	その他	わからない	無回答
全体	3019	917	1120	51	54	146	72	309	233	31	75	11	
	100.0	30.4	37.1	1.7	1.8	4.8	2.4	10.2	7.7	1.0	2.5	0.4	
建設業	228	80	85	5	8	8	2	13	22	1	3	1	
	100.0	35.1	37.3	2.2	3.5	3.5	0.9	5.7	9.6	0.4	1.3	0.4	
製造業	930	271	374	19	14	33	23	88	75	5	24	4	
	100.0	29.1	40.2	2.0	1.5	3.5	2.5	9.5	8.1	0.5	2.6	0.4	
情報通信業	147	51	38	2	3	4	4	22	17	5	1	-	
	100.0	34.7	25.9	1.4	2.0	2.7	2.7	15.0	11.6	3.4	0.7	-	
運輸業、郵便業	379	110	150	6	8	20	6	31	25	4	18	1	
	100.0	29.0	39.6	1.6	2.1	5.3	1.6	8.2	6.6	1.1	4.7	0.3	
卸売業、小売業	578	160	203	10	10	38	15	79	39	11	11	2	
	100.0	27.7	35.1	1.7	1.7	6.6	2.6	13.7	6.7	1.9	1.9	0.3	
金融業、保険業	43	16	12	1	1	2	1	4	4	1	1	-	
	100.0	37.2	27.9	2.3	2.3	4.7	2.3	9.3	9.3	2.3	2.3	-	
不動産業、物品賃貸業	55	19	14	-	1	1	1	11	6	-	1	1	
	100.0	34.5	25.5	-	1.8	1.8	1.8	20.0	10.9	-	1.8	1.8	
学術研究、専門・技術サービス業	69	23	22	3	2	1	2	8	7	-	1	-	
	100.0	33.3	31.9	4.3	2.9	1.4	2.9	11.6	10.1	-	1.4	-	
宿泊業、飲食サービス業	73	19	23	-	1	12	2	5	5	1	5	-	
	100.0	26.0	31.5	-	1.4	16.4	2.7	6.8	6.8	1.4	6.8	-	
生活関連サービス、娯楽業	52	16	19	1	-	4	2	3	4	-	2	1	
	100.0	30.8	36.5	1.9	-	7.7	3.8	5.8	7.7	-	3.8	1.9	
その他サービス業	360	123	140	2	6	18	11	34	21	1	4	-	
	100.0	34.2	38.9	0.6	1.7	5.0	3.1	9.4	5.8	0.3	1.1	-	
100人以下	191	49	82	4	6	9	5	18	9	-	8	1	
	100.0	25.7	42.9	2.1	3.1	4.7	2.6	9.4	4.7	-	4.2	0.5	
101～300人	1806	487	736	29	32	104	37	188	128	13	44	8	
	100.0	27.0	40.8	1.6	1.8	5.8	2.0	10.4	7.1	0.7	2.4	0.4	
301～500人	518	172	183	10	10	18	11	45	44	12	12	1	
	100.0	33.2	35.3	1.9	1.9	3.5	2.1	8.7	8.5	2.3	2.3	0.2	
501～1000人	308	107	89	7	2	11	10	39	31	4	7	1	
	100.0	34.7	28.9	2.3	0.6	3.6	3.2	12.7	10.1	1.3	2.3	0.3	
1001人以上	181	93	27	1	4	4	9	19	19	1	4	-	
	100.0	51.4	14.9	0.6	2.2	2.2	5.0	10.5	10.5	0.6	2.2	-	

令和2年改正法に対する準備状況をみたのが、図表II-8-3である。回答企業全体をみると、「まだ検討に入っていない」が最も多く（33.3%）、次いで「人事・総務部門内での検討を始めた」（23.1%）、「就業規則等（運用も含む）で定めた、既に定めていた」（18.5%）の順となっている。法改正への対応済み企業が全体の2割弱、組合との協議中・社内での検討中・検討開始が3分の1、検討前が3分の1という構成である。

業種別に「まだ検討に入っていない」割合をみると、「情報通信業」（40.8%）と「生活関連サービス、娯楽業」（45.5%）で高くなっている。正社員数別には、「1001人以上」では「人事・総務部門内での検討を始めた」（39.9%）が相対的に高く、「まだ検討に入っていない」（20.8%）は、相対的に低くなっている。

図表II-8-3 令和2年改正法に対する準備状況

（上段：件数，下段：%）【問55】

	調査数	既に定めていた 就業規則等（運用 も含む）で定めた	組合との協議中 である	過半数労働組 合等と労使協 議中である	経営層との検 討を始めた	人事・総務部 門内での検討 を始めた	検討の結果、 対応しないこ とに決めた	まだ検討に 入っていない	め、検討しな かった	努力義務のた め、検討しな かった	無回答	
全体	3105 100.0	574 18.5	52 1.7	275 8.9	716 23.1	79 2.5	1033 33.3	278 9.0	98 3.2			
業種	建設業	235 100.0	57 24.3	-	23 9.8	56 23.8	5 2.1	67 28.5	18 7.7	9 3.8		
	製造業	948 100.0	143 15.1	16 1.7	82 8.6	254 26.8	32 3.4	306 32.3	95 10.0	20 2.1		
	情報通信業	152 100.0	14 9.2	1 0.7	14 9.2	30 19.7	7 4.6	62 40.8	19 12.5	5 3.3		
	運輸業、郵便業	392 100.0	97 24.7	17 4.3	33 8.4	73 18.6	4 1.0	115 29.3	39 9.9	14 3.6		
	卸売業、小売業	592 100.0	101 17.1	8 1.4	65 11.0	130 22.0	9 1.5	214 36.1	49 8.3	16 2.7		
	金融業、保険業	43 100.0	7 16.3	-	2 4.7	17 39.5	3 7.0	12 27.9	2 4.7	-		
	不動産業、物品賃貸業	56 100.0	18 32.1	2 3.6	3 5.4	12 21.4	1 1.8	14 25.0	4 7.1	2 3.6		
	学術研究、専門・技術サービス業	70 100.0	13 18.6	-	6 8.6	19 27.1	4 5.7	20 28.6	7 10.0	1 1.4		
	宿泊業、飲食サービス業	76 100.0	17 22.4	2 2.6	2 2.6	19 25.0	2 2.6	22 28.9	8 10.5	4 5.3		
	生活関連サービス、娯楽業	55 100.0	8 14.5	-	1 1.8	13 23.6	1 1.8	25 45.5	3 5.5	4 7.3		
	その他サービス業	374 100.0	82 21.9	2 0.5	39 10.4	68 18.2	9 2.4	129 34.5	28 7.5	17 4.5		
	正社員数	100人以下	204 100.0	52 25.5	-	12 5.9	33 16.2	5 2.5	65 31.9	21 10.3	16 7.8	
		101～300人	1861 100.0	334 17.9	33 1.8	175 9.4	392 21.1	45 2.4	642 34.5	179 9.6	61 3.3	
301～500人		525 100.0	97 18.5	8 1.5	42 8.0	139 26.5	12 2.3	171 32.6	47 9.0	9 1.7		
501～1000人		317 100.0	51 16.1	7 2.2	28 8.8	75 23.7	11 3.5	113 35.6	23 7.3	9 2.8		
1001人以上		183 100.0	37 20.2	3 1.6	15 8.2	73 39.9	6 3.3	38 20.8	8 4.4	3 1.6		

注：令和2年法では、運用のみの場合は努力義務を満たしたとはいえない。

令和2年改正法に、就業規則等で定めた（ただし運用も含む）、労働組合と協議中、社内で検討を開始した企業を対象に、70歳までの就業確保の方法をみたのが、図表Ⅱ-8-4である。回答企業全体をみると、「70歳までの継続雇用制度導入」が最も多く（68.5%）、次いで「わからない」（13.0%）、「70歳超の定年延長・継続雇用制度導入」（10.2%）の順になっている。直接雇用以外の方法は少ない（「自社が出資、委託する団体が行う社会貢献事業に従事できる制度の導入」：0.7%、「継続的な業務委託契約」：8.1%）。

業種別に「70歳までの継続雇用制度導入」の割合をみると、全体と比べて「建設業」（74.3%）と「卸売業、小売業」（73.7%）、「金融業、保険業」（76.9%）、「宿泊業、飲食サービス業」（75.0%）において高くなっている。正社員数別にみると、「100人以下」では「定年廃止」と「70歳超の定年延長・継続雇用制度導入」の割合が他と比べて高くなっている（各8.2%、24.7%）。

図表Ⅱ-8-4 70歳までの就業確保方法

（複数回答，上段：件数，下段：%）【問55_1】

	調査数	定年廃止	70歳超の定年延長・継続雇用制度導入	70歳までの定年延長	70歳までの継続雇用制度導入	自社が実施する社会貢献事業に従事できる制度の導入	自社が出資、委託する団体が行う社会貢献事業に従事できる制度の導入	継続的な業務委託契約	わからない	無回答		
全体	1617 100.0	38 2.4	165 10.2	90 5.6	1107 68.5	22 1.4	11 0.7	131 8.1	210 13.0	27 1.7		
業種	建設業	136 100.0	1 0.7	17 12.5	10 7.4	101 74.3	1 0.7	-	8 5.9	14 10.3	1 0.7	
	製造業	495 100.0	13 2.6	42 8.5	26 5.3	324 65.5	4 0.8	7 1.4	42 8.5	76 15.4	12 2.4	
	情報通信業	59 100.0	2 3.4	7 11.9	6 10.2	37 62.7	4 6.8	2 3.4	7 11.9	13 22.0	-	
	運輸業、郵便業	220 100.0	4 1.8	26 11.8	9 4.1	141 64.1	-	-	17 7.7	30 13.6	5 2.3	
	卸売業、小売業	304 100.0	3 1.0	29 9.5	10 3.3	224 73.7	7 2.3	1 0.3	31 10.2	32 10.5	6 2.0	
	金融業、保険業	26 100.0	-	1 3.8	2 7.7	20 76.9	1 3.8	-	-	5 19.2	-	
	不動産業、物品賃貸業	35 100.0	2 5.7	3 8.6	2 5.7	25 71.4	1 2.9	-	3 8.6	4 11.4	-	
	学術研究、専門・技術サービス業	38 100.0	-	5 13.2	1 2.6	25 65.8	-	-	6 15.8	7 18.4	1 2.6	
	宿泊業、飲食サービス業	40 100.0	1 2.5	4 10.0	1 2.5	30 75.0	-	-	1 2.5	4 10.0	-	
	生活関連サービス、娯楽業	22 100.0	3 13.6	1 4.5	2 9.1	16 72.7	-	-	1 4.5	1 4.5	-	
	その他サービス業	191 100.0	7 3.7	27 14.1	17 8.9	133 69.6	2 1.0	1 0.5	11 5.8	16 8.4	-	
	正社員数	100人以下	97 100.0	8 8.2	24 24.7	7 7.2	53 54.6	1 1.0	-	6 6.2	8 8.2	-
		101～300人	934 100.0	18 1.9	85 9.1	57 6.1	640 68.5	14 1.5	10 1.1	79 8.5	121 13.0	17 1.8
		301～500人	286 100.0	3 1.0	21 7.3	9 3.1	201 70.3	3 1.0	1 0.3	28 9.8	40 14.0	4 1.4
501～1000人		161 100.0	4 2.5	22 13.7	10 6.2	117 72.7	1 0.6	-	10 6.2	16 9.9	4 2.5	
1001人以上		128 100.0	4 3.1	10 7.8	7 5.5	90 70.3	3 2.3	-	7 5.5	24 18.8	2 1.6	

令和2年改正法に、就業規則等で定めた（ただし運用も含む）、労働組合と協議中、社内で検討を開始した企業を対象に、70歳までの就業確保時に、どのような雇用・就労条件を設ける（または予定）のかをみたのが、図表II-8-5である。回答企業全体をみると、「本人の希望があること」が最も多く（79.7%）、次いで「健康基準を満たすこと」（65.3%）、「勤務態度の基準を満たすこと」（47.8%）、「人事評価の基準を満たすこと」（38.6%）の順となっている。

業種別にみる（回答企業全体で該当割合が3割以上の項目に限定）と、全体と比べて「建設業」では「健康基準を満たすこと」（70.6%）の割合が高く、「情報通信業」と「学術研究、専門・技術サービス業」では「人事評価の基準を満たすこと」（各47.5%、47.4%）が高くなっている。「運輸業、郵便業」では「健康基準を満たすこと」（75.0%）と「勤務態度の基準を満たすこと」（53.6%）、「金融業、保険業」では「人事評価の基準を満たすこと」（53.8%）と「勤務態度の基準を満たすこと」（53.8%）が全体と比べて高くなっている。「生活関連サービス、娯楽業」では、相対的に「本人の希望があること」（90.9%）と「健康基準を満たすこと」（72.7%）の割合が高い。「その他サービス業」では「健康基準を満たすこと」が高くなっている（70.7%）。

図表II-8-5 70歳までの就業確保時に設ける（または予定する）雇用・就労条件

（複数回答，上段：件数，下段：%）【問55_2】

	調査数	本人の希望があること	人事評価の基準を満たすこと	健康基準を満たすこと	勤務態度の基準を満たすこと	出勤率の基準を満たすこと	専門能力・保有資格の基準を満たすこと	懲戒処分の基準をこえること	経営者・管理職等の推薦があること	仕事確保できていること	その他	基準は設けない	わからない	決めていない	無回答
全体	1617 100.0	1289 79.7	624 38.6	1056 65.3	773 47.8	450 27.8	273 16.9	249 15.4	366 22.6	360 22.3	4 0.2	18 1.1	171 10.6	28 1.7	
建設業	136 100.0	113 83.1	53 39.0	96 70.6	64 47.1	31 22.8	40 29.4	19 14.0	41 30.1	24 17.6	1 0.7	1 0.7	11 8.1	-	
製造業	495 100.0	372 75.2	203 41.0	301 60.8	219 44.2	154 31.1	64 12.9	78 15.8	126 25.5	116 23.4	-	5 1.0	68 13.7	11 2.2	
情報通信業	59 100.0	47 79.7	28 47.5	31 52.5	25 42.4	12 20.3	13 22.0	11 18.6	18 30.5	17 28.8	-	-	7 11.9	-	
運輸業、郵便業	220 100.0	177 80.5	72 32.7	165 75.0	118 53.6	79 35.9	42 19.1	32 14.5	46 20.9	34 15.5	1 0.5	3 1.4	18 8.2	5 2.3	
卸売業、小売業	304 100.0	256 84.2	123 40.5	198 65.1	150 49.3	71 23.4	38 12.5	45 14.8	58 19.1	70 23.0	2 0.7	3 1.0	28 9.2	4 1.3	
金融業、保険業	26 100.0	22 84.6	14 53.8	17 65.4	14 53.8	6 23.1	5 19.2	3 11.5	4 15.4	7 26.9	-	-	3 11.5	1 3.8	
不動産業、物品賃貸業	35 100.0	28 80.0	11 31.4	21 60.0	12 34.3	9 25.7	4 11.4	6 17.1	6 17.1	3 8.6	-	-	5 14.3	1 2.9	
学術研究、専門・技術サービス業	38 100.0	28 73.7	18 47.4	22 57.9	18 47.4	14 36.8	17 44.7	7 18.4	5 13.2	11 28.9	-	1 2.6	7 18.4	1 2.6	
宿泊業、飲食サービス業	40 100.0	32 80.0	12 30.0	27 67.5	19 47.5	4 10.0	6 15.0	5 12.5	9 22.5	6 15.0	-	2 5.0	3 7.5	-	
生活関連サービス、娯楽業	22 100.0	20 90.9	9 40.9	16 72.7	10 45.5	3 13.6	2 9.1	-	5 22.7	8 36.4	-	-	2 9.1	-	
その他サービス業	191 100.0	157 82.2	65 34.0	135 70.7	99 51.8	52 27.2	34 17.8	38 19.9	42 22.0	53 27.7	-	2 1.0	12 6.3	1 0.5	
100人以下	97 100.0	86 88.7	32 33.0	72 74.2	61 62.9	31 32.0	18 18.6	17 17.5	19 19.6	21 21.6	-	-	2 2.1	-	
101～300人	934 100.0	748 80.1	364 39.0	617 66.1	463 49.6	273 29.2	149 16.0	133 14.2	216 23.1	210 22.5	3 0.3	13 1.4	86 9.2	19 2.0	
301～500人	286 100.0	225 78.7	110 38.5	189 66.1	135 47.2	73 25.5	53 18.5	45 15.7	61 21.3	63 22.0	1 0.3	2 0.7	36 12.6	3 1.0	
501～1000人	161 100.0	131 81.4	69 42.9	103 64.0	70 43.5	46 28.6	31 19.3	31 19.3	40 24.8	29 18.0	-	-	22 13.7	2 1.2	
1001人以上	128 100.0	90 70.3	46 35.9	66 51.6	40 31.3	27 21.1	18 14.1	21 16.4	28 21.9	31 24.2	-	3 2.3	24 18.8	4 3.1	

注：表頭の選択肢は、会社の希望を尋ねたものであり、必ずしも法で認められた基準ではないことに、留意されたい。

正社員数別には、概ね企業規模が大きいと「本人の希望があること」と「健康基準を満たすこと」、「勤務態度の基準を満たすこと」の割合が相対的に低くなっている（「1001人以上」：各70.3%、51.6%、31.3%）。企業規模が小さくなると、これらの項目の該当割合は高くなる（「100人以下」：各88.7%、74.2%、62.9%）。